別表六(十一)の表中「調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）」を「調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「7の㉖」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「7の⑥」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「7の㉕」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「7の⑤」）」に改め、同表の記載整備第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の5第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第3号中「別表六(二十八)「7」又は別表六(二十八)付表「2」」を「別表六(六)「7」又は別表六(六)付表「2」」に改め、同表を別表六(十二)とする。

別表六(十)の記載整備第1号中「租税特別措置法」の次に「第42条の4第1項若しくは第4項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項第2号の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成31年旧措置法」という。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同第11号中「租税特別措置法」の次に「第42条の4第1項（同条第3項第2号の規定により読み替えて適用する場合に限る。）若しくは同条第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は平成31年旧措置法」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同表を別表六(十一)とする。

別表六(九)の表中「特定税額控除規定の適用可否（平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）」を「特定税額控除規定の適用可否（別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）」に、「平均売上金額（別表六(十)「10」）」を「平均売上金額（別表六(十二)「10」）」に、「調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）」を「調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「7の④」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「7の④」）」に改め、同表の記載整備中「法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第11条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六(十一)とする。

別表六(八)の次に次の1表を加える。